

栃 木 県 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

令和 7 (2025) 年 4 月 2 日 (水)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員室に招集した。

1 出席者（教育長及び委員）は次のとおりである。

1 番（教育長）	中 村	千 浩
2 番	鈴 木	純 美 子
3 番	永 島	朋 子
4 番	松 金	公 正
5 番	尾 崎	宗 範
6 番	板 橋	信 行

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教 育 次 長	武 藤	慶 人
教 育 次 長	大 高	栄 男
総合教育センター所長	高 野	和 泰
教 育 政 策 課 長	長 野	辰 男
施 設 課 長	石 川	真 也
学 校 安 全 課 長	郡 山	洋 孝
義 務 教 育 課 長	安 藤	育 夫
高 校 教 育 課 長	河 上	恵 太
特 別 支 援 教 育 課 長	玉 田	敦 子
生 涯 学 習 課 長	上 崎	桂 子
健 康 体 育 課 長	熊 木	則 裕
総 務 主 幹	大 岡	史 昭
教 育 D X 推 進 室 長	高 橋	伸 輔
高 校 再 編 推 進 班 長	植 竹	暁
人 権 教 育 室 長	土 方	勝
福 利 室 長	篠 崎	邦 夫

3 午後 3 時 00 分、教育長及び委員 5 名が出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に 6 番板橋委員を指名した。

5 教育長は、本日の議案等のうち第 1 号議案及び第 2 号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

6 報 告

- (1) 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について
- (2) 栃木県公立学校職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正について

(3) 栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正について

(4) 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正について

(5) 公立学校職員の宿日直手当支給規則の一部改正について

教育長から説明を求められ、教育政策課長が説明した。

この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。

(6) 「指導不適切教員審査委員会」委員の委嘱について

教育長から説明を求められ、義務教育課長が説明した。

この報告に関して、出席者からは次のとおり質問や意見等があった。

〔教育長〕

- ・ 任期2年間ということだが、開催は定期的なものか。

〔事務局〕

- ・ 基本的には指導が不適切と思われる教員がいる場合のみ開催。具体的には、まず校長の指導、校内研修、通所研修等を経た上で、対象となる教員が決まり、必要があれば開催される。

(7) 令和8（2026）年度県立高等学校入学者選抜に係る入学考査料の電子収納について

教育長から説明を求められ、高校教育課長が説明した。

この報告に関して、出席者からは次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 栃木県収入証紙と併用可とするという文言があるが、1人が電子申請システムと収入証紙を併用することができると誤解を生まないか。

〔事務局〕

- ・ 移行期であることから、どちらも利用できるという趣旨で記載した。まだ周知前であるため、内容を検討したい。

〔委員〕

- ・ 令和8年度は併用可で、令和9年度からは完全に電子申請システムとのことだが、現状はどうか。

〔事務局〕

- ・ 現状は全て収入証紙となっている。

〔教育長〕

- ・ これだけ電子収納が進む中で、県立高校入試は全て収入証紙を使っていたが、収入証紙の販売停止に伴い、1年の移行期間で電子申請システムに切り替えることになる。学校、保護者にとっても大きな変更となるため、周知徹底していきたい。

7 教育長は、審議に移る旨を告げた。

8 教育長は、審議の順番を入れ替える旨を告げた。

9 第3号議案 令和8（2026）年度県立中学校入学者選考におけるインターネット出願について

第3号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者からは次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 保護者は休日・夜間に入力作業すること多いと考えられるため、コールセンターの受付時間は、利便性の高い時間帯とすることが望ましい。

〔委員〕

- ・ フォームの入力は、パソコンでもスマホでも入力可能か。

〔事務局〕

- ・ 可能である。

〔委員〕

- ・ 志願者による願書のプリントアウト、郵送とあるが、完全にインターネット出願ではないのか。願書のフォームへの入力、考査料の電子納付まで実施しているため、出願も電子申請ができればより利便性が高いと考える。プリンタをお持ちでない家庭もあり、スマホからのプリントアウトも大変である。

〔事務局〕

- ・ 願書は調査書と併せて提出することになるが、調査書は紙媒体であるため、願書はプリントアウトする必要がある。

〔委員〕

- ・ 調査書は学校が作成するもの。調査書は郵送で、願書は電子申請にはできないか。

〔事務局〕

- ・ 令和8年度についてはお示しした出願方法で実施したいが、大きな変更であるため、混乱を招かないよう確認をしながら、より簡便な方法を検討していきたい。

〔教育長〕

- ・ 委員の御意見のとおり、出願者の利便性と受検システムの2つの課題が見えたため、引き続き検討して参りたい。

〔委員〕

- ・ 大学でもそうなのだが、システムを変更した年は、電子又は紙どちらか一方の申請書に入力すれば良いと解釈し、入力漏れをする方が非常に多かった。受験者に対するシステム変更の周知や受け入れる際の中学校の作業負担の増加もあるため、徹底はされた方がよい。

〔教育長〕

- ・ 実施してから問題が起きる等、後手に回ることのないように、十分に周知を図っていきたいと考える。

- 10 第4号議案 令和8（2026）年度栃木県立中学校入学者選考要項について
第5号議案 令和8（2026）年度栃木県立高等学校入学者選抜要項について
第6号議案 令和8（2026）年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項について
第4号議案、第5号議案及び第6号議案は審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。
- 11 教育長は、第1号議案及び第2号議案については、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。
- 12 第1号議案 令和7（2025）年度栃木県教科用図書選定審議会委員の任命について
第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 13 第2号議案 栃木県教育職員免許状再授与審査会委員の任命について
第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 14 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午後3時55分、閉会した。